

2025 年 4 月 30 日

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 有田 浩之
問合せ先 法務部 坂井 瑛美
(TEL. 03-6703-7940)

上場 E T F の約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を管理会社とする上場 E T F について、下記の通り約款変更を行うことを本日決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ファンド名称（銘柄コード）
「i シェアーズ・コア MSCI 先進国株（除く日本）ETF」 (1 6 5 7)
2. 変更の内容
追加設定・一部解約不可日を変更します。
3. 変更の理由
従前よりユーロネクスト・アムステルダム の休場日については、運用の基本方針に沿った運用を行うため、追加設定・一部解約不可日といたしておりましたので、より明確に当該不可日について約款上に記載するために、当該変更を行うものです。
4. 約款変更と書面決議の手続き等
当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。
5. 変更の日程
約款変更の届出日 2025 年 5 月 9 日
約款変更日 2025 年 5 月 10 日

新 付表	旧 付表
1. ～ 2. (省略) 3. 約款第16条第3項に規定する「付表に規定する投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日」および約款第52条第3項に規定する「付表に規定する保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日」は、次の通りとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休場日、トロント証券取引所の休場日、<u>ユーロネクスト・アムステルダム</u>の休場日、<u>対象指数の構成銘柄の</u>その他構成国の証券取引所の休場日 ・連続する海外の休業日・休場日等または日本の休業日・休場日等により、当投資信託において資金不足が生じる可能性があると、委託者が認めたとき 4. ～ 5. (省略)	1. ～ 2. (省略) 3. 約款第16条第3項に規定する「付表に規定する投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日」および約款第52条第3項に規定する「付表に規定する保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日」は、次の通りとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休場日、トロント証券取引所の休場日、対象指数の構成銘柄のその他構成国の証券取引所の休場日 ・連続する海外の休業日・休場日等または日本の休業日・休場日等により、当投資信託において資金不足が生じる可能性があると、委託者が認めたとき 4. ～ 5. (省略)

以上